

提案第30号

合併協定項目19 国民健康保険事業の取扱いについて

合併協定項目19 国民健康保険事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成21年4月23日提出
始良西部合併協議会
会長 城光寺 俊和

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 賦課期日は，4月1日とし，仮賦課はしない。
- 2 賦課税率及び課税方式については，合併までに調整する。
- 3 納期については，始良町の例による。
- 4 成人病予防検診料助成事業については，合併までに調整する。
- 5 出産育児一時金支給事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 葬祭費支給事業については，加治木町の例により新市に引き継ぐ。
- 7 特定健診保健指導事業については，合併までに調整する。
- 8 始良町立診療所については，現行のとおり新市に引き継ぐ。